

地方譲与税（令和6年度6月期譲与）の概要

譲 与 税 目	地方揮発油譲与税※ ¹	石油ガス譲与税	自動車重量譲与税※ ²
譲 与 総 額※ ³	地方揮発油税収入額の全額 （3月～5月の収納額）	石油ガス税収入額の1/2 （3月～5月の収納額）	自動車重量税収入額の357/1,000 （当分の間、431/1,000） （2月～4月の収納額）
譲 与 基 準	○都道府県・指定市（58/100） 1/2 一般国道・高速自動車国道・都道府県道の延長 1/2 一般国道・高速自動車国道・都道府県道の面積 ※地方交付税法上の収入超過団体に対して譲与制限あり ○市町村（42/100） 1/2 市町村道の延長 1/2 市町村道の面積	○都道府県・指定市 1/2 一般国道・高速自動車国道・都道府県道の延長 1/2 一般国道・高速自動車国道・都道府県道の面積	○市町村（407/431） 1/2 市町村道の延長 1/2 市町村道の面積 ○都道府県（24/431） 自家用乗用車（登録車）の保有台数
補 正	人口、道路の種類・幅員等による補正（昼間人口が多い団体は別途補正）	普通交付税算定に用いる道路橋りょう費の測定単位当たりの補正率による補正	人口、道路の種類・形態・幅員等による補正（昼間人口の多い地域には別途補正）
譲 与 時 期	6・11・3月	6・11・3月	6・11・3月
使 途	条件・制限なし	条件・制限なし	条件・制限なし
令和5年度譲与実績額	2, 2 2 3 億円	4 5 億円	2, 9 8 1 億円
令和6年度地財計画額	2, 1 5 3 億円	4 3 億円	3, 0 1 3 億円

※1 令和16年度から揮発油税から地方揮発油税に税源移譲し、その増額分を地方揮発油譲与税の新譲与分として、都道府県に対して自家用乗用車（登録車）の課税台数で按分して譲与することとされている。

※2 自動車重量譲与税の譲与総額は、自動車重量税の収入額に対して、令和4～15年度は357/1,000（当分の間431/1,000）、令和16年度は401/1,000（当分の間475/1,000）、令和17年度以降は、416/1,000（当分の間490/1,000）と段階的に引上げが行われ、引上げ分を都道府県に対して譲与することとされている。

※3 地方揮発油譲与税及び石油ガス譲与税については、3月～5月に国税収納金整理資金において収納された額。自動車重量譲与税については、2月～4月に日本郵便株式会社において印紙によって収納された額。